一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二二デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注　チャネル間隔が二・五MHzの無線設備にあっては離調周波数が六・二五MHz以上、チャネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上、チャネル間隔が二〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(二)　陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	一　送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一)　送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値 (二)　送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値
二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	一　送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一)　送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二五デシベル以下の値 (二)　送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値 (三)　送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六八デシベル以下の値 二　送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値